

第Ⅰ章 長崎県の歯科保健計画の策定概要

第1章 長崎県の歯科保健計画の策定概要

1. 計画策定の趣旨

- 歯・口腔の健康づくりが糖尿病等の生活習慣病の対策をはじめとする県民の全身の健康づくりに果たす役割の重要性に鑑み、他県と比較し割合が高い県民の歯科疾患の有病率の低下及び県内における歯・口腔の健康に関する地域間格差の是正を図るため、長崎県の目指すべき方向性を県内全ての方と共有する必要があります。
- そのため、歯科保健計画を定めることによって、県民の生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進します。
- 国が示した「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（第二次）」（歯・口腔の健康づくりプラン。以下、「歯・口腔の健康づくりプラン」という。）を参考とし、本県の実情に沿った目標と施策を検討し、本県条例に基づき、市町が「歯・口腔の健康づくり推進計画」を定める際の指針となるような計画とします。
- 3期目の本計画は、1期目、2期目で取り組んできたフッ化物洗口対策の維持及び成人歯科保健対策を踏襲しつつ、「全ての県民にとって健康で質の高い生活を営む基盤となる歯科口腔保健の実現」を「歯科口腔保健パーパス」（歯科口腔保健の社会的な存在意義・目的・意図）とします。その実現を目指して、①個人のライフコース（胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯の道筋）に沿った歯・口腔の健康づくりを展開できる社会環境の整備、②より実効性をもつ取組を推進するために適切な PDCA サイクルの実施に取り組めます。
- これまで全国的に取り組んできた「80歳になっても20本以上自分の歯を保とう」をスローガンとする「8020運動」に本県も取り組んでいますが、国において、全ての国民の生涯を通じた口腔の健康及び口腔機能の維持・向上の観点から、さらに推進していくことを掲げており、本県も同じ意図で推進します。
- 計画名は、県内において浸透しているこれまでの歯科保健計画名を活かし、事業名やスローガンなどの連続性や推進体制の継続の意味を込めて、「歯なまるスマイルプラン」としました。

「歯なまるスマイルプラン」は、条文中における「長崎県歯・口腔の健康づくり推進計画」を指しており、計画の推進を図るうえで、県民にわかりやすく親しみをもって示すことを意識しています。
- 本計画は3期目の計画となることから、計画名を「歯なまるスマイルプラン^{スリー}Ⅲ」とし、本県の歯科保健体制の継続性を意図しつつ、時代に応じた施策の充実を図ります。

2. 計画の根拠

「歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）」第13条第1項に基づく内容並びに「長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例（平成21年条例第73号）」（以下、「条例」

という。)」第8条第1項に基づく計画として位置づけて策定しています。

また、「歯・口腔の健康づくりプラン」では、健康増進法（平成14年法律第103号）に規定する健康増進計画、地域保健法（昭和22年法律第101号）に規定する地域保健対策の推進に関する基本指針、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する医療計画、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に規定する医療費適正化計画、介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護保険事業支援計画及びがん対策基本法（平成18年法律第98号）に規定するがん対策推進計画等、関連する計画との調和に配慮しています。

3. 計画期間

『2024年度～2029年度 [令和6年度～令和11年度]（6年計画）』

「歯・口腔の健康づくりプラン」の中間評価が令和11年であることとの整合性を図るため、計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

ただし、同じく令和6年度に開始する計画で、特に健康日本21（第三次）や健康ながさき21（第3次）は令和17年度が終期であり、計画開始後10年（令和15年度）を目途に最終評価を行うこととしていることから、その整合性を図るため、令和14年の最終評価値を長期指標として併記します。

なお、評価年は国の歯科疾患実態調査の実施年と連動しているため、調査の動向によって計画期間を見直すことができるものとします。

4. 計画の理念

条例において、本県の歯・口腔の健康づくりに関する基本理念を「歯・口腔の健康づくりは、すべての県民が生涯を通じて、自らむし歯、歯周疾患等の予防及び口腔機能の向上に取り組むとともに、適切な時期に必要な歯科口腔保健サービス、医療等を受けることができる環境が整備されることを基本理念として行われなければならない。」と定めています。

本計画では、この基本理念に基づき、長崎県民の歯科疾患の発症を予防し、歯・口腔の健康の地域格差の縮小、ひいては健康日本21の健康寿命の延伸と健康格差の縮小に寄与するため、社会全体で支えあう環境が整備されるよう本県の歯科保健施策の充実を図っていきます。

5. 他の計画との整合性

（1）他の計画との関係について

【長崎県医療計画】

本計画は、歯科保健分野に特化して計画するものとし、歯科医療についての計画は、「長崎県医療計画」で定めています。

【長崎県健康増進計画＜健康ながさき21（第3次）＞】

本県の健康づくりに関する計画は、「健康ながさき21（第3次）」であり、健康づくりの1分野として、目標や実施すべき施策を記載し、整合性を図っています。

【その他の計画】

その他、本県の医療・保健・福祉分野の計画にある歯科保健分野に関連ある内容については、整合性を図っていきます。

(2) 他の計画との計画期間の整合性について

本計画と他計画との計画期間の考え方は以下のとおりです。

なお、今後計画の見直しに応じて、計画名を「歯なまるスマイルプランⅢ」というように番号をつけていくことで、本県の歯科保健体制の継続性に意味づけることとしています。

	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	...
歯なまるスマイルプラン	策定	歯なまるスマイルプラン				策定	歯なまるスマイルプランⅡ (5年計画+1年延長)				1年延長	策定	歯なまるスマイルプランⅢ (国の動向にあわせ6年計画)				策定			
他計画	策定	健康ながさき21(第2次) (1年延長)				中間	歯科口腔保健の推進に関する基本的事項(1年延長)				1年延長	策定	(12年計画(R17)、6年中間評価(R11))				中間			

6. 計画の推進体制

歯科保健対策を推進していく上で、関係機関の役割を果たし、連携、協力を図る必要があります。本県では、条例により、関係機関の役割に応じて各機関の持つ力を最大限に発揮して各種歯科保健対策に努めるように定められています。(資料2を参照)

また、長崎県の歯科保健を円滑に推進し、県内の歯科保健に関する情報を一元化し県民の歯科保健向上を図るための関係団体等と連携する機関として次の協議会があります。

(1) 長崎県保健医療対策協議会歯科保健医療部会

長崎県の保健医療対策の専門部会として位置し、歯科保健医療に関する総合的な対策、評価を行っています。本計画に基づく施策の実施について、進捗状況を管理し、検証と評価を行います。(組織体制は、「参考資料」を参照)

(2) 長崎県保健医療対策協議会歯科保健医療部会専門委員会

歯科保健医療部会での対策や評価などの作業を行うワーキンググループで、実務レベルでの対応を行っています。(組織体制は、「参考資料」を参照)

（３）地域歯科保健推進協議会

地域の歯科保健の効果的な推進を図るため、保健所毎に設置され、各地域の歯科保健についての課題の解決や対策を行う連携組織です。

なお、長崎県保健医療対策協議会歯科保健部会との整合性については、平成 11 年 7 月 14 日付け 11 健政第 366 号で通知した「長崎県における歯科保健業務指針」にある「地域歯科保健推進協議会運営基準について」に記載しているとおりです。

（４）健康ながさき 21 推進会議

長崎県の歯科保健対策は、「健康ながさき 21（第 3 次）」の 1 分野であり、県民の健康づくり施策に位置づけていることから、歯・口腔の健康づくり分野を総合的に実施していくうえで、連携組織として整合性を図っています。

7. 計画の構成

○構成は以下のとおりです。

第 1 章 長崎県の歯科保健計画の策定概要

第 2 章 総論

第 3 章 各論

第 4 章 目標一覧

○第 2 章 総論は、長崎県の歯科保健の現状及び目標、むし歯予防と歯周病の予防方法の考え方等の基本的事項について記載します。

○第 3 章 各論は、旧計画を見直し、「歯・口腔の健康づくりプラン」を参考に、基本的な方針 5 区分（以下 A～E）及び F「大規模災害時の歯科口腔保健対策」を含め、6 区分に整理して記載します。

A. 歯・口腔に関する健康格差の縮小

B. 歯科疾患の予防

C. 口腔機能の獲得・維持・向上

D. 定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健

E. 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備

E-1 長崎県の歯科口腔保健の推進体制の整備

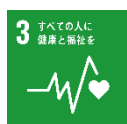
E-2 歯科健（検）診の受診の機会及び歯科健（検）診の実施体制等の整備

F. 大規模災害時の歯科口腔保健対策

8. SDGs の目標

○本計画の施策を着実に進めることにより、平成 27 年に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の一つである「3. すべての人に健康と福祉を」をはじめ関連する目標の達成に資するものと捉えています。

本計画に掲げる施策と特に関連する SDGs の目標



あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する



すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



国内および国家間の不平等を是正する
